

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
当分の翌  
日とす)

## 目 次

### ◇ 告 示

相互救済事業に係る昭和六十年年度の経営状況(総務管財課)

土地改良法による換地計画の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて  
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

県道の区域の変更(道路課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和六十年年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 昭和60年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

#### 1 事業実績

##### (1) 火災共済

加入団体 47都道府県外8団体

共済責任額 2,172,005,916,000円

共済基金分担保金(解約返戻金差引後) 839,585,550円

被災件数 36件

被災棟数 39棟

災害共済金 89,075,684円

損害率 10.6%

##### (2) 自動車損害共済

加入団体 12県外

加入台数 1,045台

共済責任額 13,209,015,670円

共済基金分担保金(解約返戻金差引後) 9,804,628円

事故件数	2件	資産増加額	715,118,000円
災害共済金	468,894円	前期繰越増減差額	6,839,484,553円
損害率	4.7%	増加額合計	7,554,597,553円
2 収支計算		1 減少	
(1) 収支計算の部		資産減少額	56,463,660円
ア 収入		減少額合計	56,463,660円
事業収入	851,937,190円	ウ 次期繰越増減差額	7,488,133,903円
繰入金収入	36,330,000円	エ 剰余金合計	9,431,647,854円
雑収入	486,564,318円		
返還金収入	6,896,082円		
前期繰越収支差額	2,219,809,373円		
収入合計	3,601,536,963円		
イ 支出			
管理費	90,147,481円		
事業費	169,670,531円		
配分金	584,544,000円		
諸支出金	108,548,000円		
固定資産取得支出	95,410,000円		
積立預金支出	619,703,000円		
予備費	0円		
支出合計	1,668,023,012円		
次期繰越収支差額	1,933,513,951円		
(2) 正味財産増減計算の部			
ア 増加			

鳥取県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る四王寺地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）吉岡地区区画整理）を昭和六十二年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十二号

泊村が行う土地改良事業に係る筒地地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

関金町が行う土地改良事業に係る山口地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字羽衣石字馬場ノ西一〇七の一四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八條の二第二項及び第三項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
		漁業の区分	期 間
岩美郡岩美町大字浦富 二五三九一―一五 有限会社興洋水産	東加入区	小型いか釣漁業及び小型定置漁業	東漁業協同組合及び浦富漁業協同組合 昭和六十二年二月六日から同月二十日まで
岩美郡岩美町大字浦富 二四七六 浜 野 久 男			
岩美郡岩美町大字小羽 尾二七八 浜 垣 正 雄			
岩美郡岩美町大字田後 三三一― 山 内 虎 吉	田後加入区	漁業災害補償法第百四條第二号に掲げる漁業	田後漁業協同組合
岩美郡岩美町大字田後 三〇九 湯 口 幸 雄			
岩美郡岩美町大字田後 三七五 山 根 猛			
岩美郡岩美町大字網代 二八一―一七 浜 田 栄 昌	網代加入区		網代港漁業協同組合
岩美郡岩美町大字網代 一一三 浜 部 栄			
岩美郡岩美町大字網代 三六 山 下 正			
鳥取市賀露町一七五七 一八一六 蕪 尾 良 吉	賀露加入区	沖合底びき網漁業	賀露漁業協同組合
鳥取市賀露町一四七九 網師野 幸 男			
鳥取市賀露町一五三八 一七 網 師 和 美			

東伯郡赤碕町大字赤碕 一九六八―二	赤碕加入	漁業災害補償 法第百四条第 二号に掲げる	赤碕町漁業 協同組合
田中弘美			
東伯郡赤碕町大字赤碕 一二三四		漁業	
林原勤			
東伯郡東伯町大字逢東 六五七			
橋本時之			

鳥取県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年二月六日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 鳥取鹿野 倉吉線	区 間	変更前	変更後	変更前	変更後	
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	東伯郡三朝町大字山田字上前河 原六五四―一地先から同大字字 中島六七六―一地先まで	六・六 一三・五	二一六・〇 二一六・〇

鳥取県告示第六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に  
基づき、円護寺団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、  
同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり  
告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

円護寺団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

変更前

昭和五十八年三月八日から昭和六十二年三月三十一日まで

変更後

第一工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十二年九月三十日まで

第二工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年三月三十一日まで

第三工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

変更前

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見堤ノ下、字妙見西川、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、字中尾及び字古屋敷の各全部並びに字居邸、字下屋敷田、字朽田、字妙見谷口、字北谷、字北谷口、字北谷小谷、字妙見谷川東、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル、字稻干場、字稻荷ノ下モ、字姥ケ谷、字妙見向平、字北谷山及び字庵ノ城の各一部並びに鳥取市覚寺字砂田、字目当、字八反田、字庵ケ崎及び字七反田の各一部

変更後

第一工区

鳥取市円護寺字朽田、字妙見谷口、字北谷口、字北谷、字北谷小谷、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見向平、字中尾及び字北谷山の各一部並びに鳥取市覚寺字八反田及び字庵ケ崎の各一部

第二工区

鳥取市円護寺字下屋敷田及び字朽田の各一部並びに鳥取市覚寺字砂田、字目当、字庵ケ崎及び字七反田の各一部

第三工区

鳥取市円護寺字妙見堤ノ下、字妙見西側、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側及び字古屋敷の各全部並びに字居邸、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル、字稻干場、字稻荷ノ下モ、字姥ケ谷、字妙見向平、字中尾及び字庵ノ城の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

七 昭和五十八年二月十七日  
事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

昭和六十二年一月三十一日